

四  
發行方法  
三  
用振等替法の適  
二  
の法規の適  
一  
の法律及の根拏  
行  
成件二等十項及の根拏  
平成二年四月十日  
省令第三十号  
財務省告示第○〇〇〇年〇〇月〇〇日

六

イ

發

入 價	入 價	・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行	札 格 第 参 市 及 入 價	・ 別 債
發 競	發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市	
行 争 額	行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場	

五

イ

方 募

入 價 法 入	
札 格 決	
發 競 定	
行 争 の	

た条億債のに六つ定う額  
利第三に規関千いにち面  
付一百つ定す四て基、金  
国項二いにる百はづ財額  
債の十て基法七、き政で  
に規万はづ律十額発法六  
つ定円、き第五面行第千  
いに、額発四万金し四四  
て基同面行十円額た条百  
はづ法金し六、で利第五  
、き第額た条特六付一億  
額発六で利第別千国項円  
面行十二付一會三債の  
金し二百国項計億に規

込 募 各 当 も 各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場 その  
額範特 のう  
を囲別 応ち  
割内参 募応  
りに加 額募  
当お者 を価  
ていご 順格  
るてと 次の  
。各の 割高  
申応 りい

發別にご務  
行參よと大  
「加るに臣  
と者發応が  
い・行募各  
う第へ限國  
。II以度債  
非下額市  
価一を場  
格國定特  
競債め別  
争市る參  
入場も加  
札特の者

九八

七

ハ

ロイ

ハ

ロ

振額最

払

替額単位	低入札金	行債・競發	争別債	非第Ⅱ場	者市加	特格第Ⅰ場	国競發	行債・競發	争別債	非第Ⅱ場	者市加	特格第Ⅰ場	国競發
	入債	入債	札	競	金	第	市	入債	入債	札	第	市	入債
	第參	第參	格	競		參	市	第參	第參	參	參	市	第參
	市	市	金			市		市	市	市	市		
	發	發				行		發	發				
	競	競				債		競	競				
	Ⅱ	Ⅰ				額		Ⅱ	Ⅰ				
	加	加				額		加	加				

額の振	五	千	五	六	十	国	条	特	で	た	条	特	額
の記替	万	十	百	千	億	債	の	別	五	利	第	別	で
整載法	円	三	八	三	債	に	規	会	百	付	一	会	二
数又の		億	十	百	定	規	計		八	國	項	計	百
倍は規		二	一	六	計	に	に		十	債	の	一	
の記定		千	億	十	に	に	に		五	規	関	億	
金録に		六	一	六	に	基	閥		億	つ	定	す	三
額はよ		百	千	三	づ	づ	す		円	い	に	る	千
に、る		八	百	億	き	き	る		い	に	る		二
よ最振		十	九	百	法	面	發		て	基	法		百
る低替	万	九	十	九	律	發	法		、	づ	律		
も額口	円	十	五	五	額	金	行		、	づ			
の面座		万	万	万	し	行	律		額	き	第		
と金簿		円	円	円	第	四	四		額	き	五		
					四	千	四		面	發	四		
					万	利	万		金	行	十		
					円	付	円		額	し	六		

十  
十

三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一

發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 别 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)

を じ 額 よ に 座 も 係  
発 た に り つ に の る  
行 金 百 算 い 記 と 所  
時 額 分 出 て 載 し 得  
に へ の し は 又 て 税  
お た 二 た 、 は 振 が  
い だ 十 金 前 記 替 源  
て し ・ 額 記 錄 口 泉 、  
取 、 三 か 一 さ 座 徵 そ  
得 当 一 ら の れ 簿 収 の  
す 該 五 当 算 る 中 さ 利  
る 国 を 該 式 も の れ 子  
者 債 乘 金 に の 口 る に

額面金額の総額 ×  $\frac{1.9}{100} \times \frac{25}{365}$

(一) 年

む 十 式 は 一  
も 号 に 、 募 ·  
の に よ 払 入 九  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 ।  
る す 出 額 の セ  
。 る し に 通 ン  
期 た 加 知 ト  
日 金 え を  
に 額 、 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

十 額 十 額 平 す  
四 面 錢 面 成 る  
錢 金 以 金 二 十  
額 上 額 四  
百 の 百 四  
円 そ 円 年  
に れ に 十  
つ ぞ つ 月  
き れ き 十  
九 の 九 五  
十 應 募 日  
九 募 九  
円 価 円  
三 格 三

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十一日を支払期とし、各支払期におきて、その日以前六月間に属する支払期のうちの日本銀行に支払う。平成五十四年九月二十日利子を支払う。額面金額百円につき百円